

宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

◎ 趣旨

「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年 4 月 1 日施行）」で示した基本的事項に基づき、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を確かなものとするために策定するもの

■ 安全の範囲

市民が不安を抱いている「空き巣、ひったくり等の身近な犯罪」や「児童・生徒等未成年者への犯罪」を中心とする。（防災や交通安全などについては「安全」の範囲に含まない。）

■ 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度（5 年間）

2 計画推進における目標及び計画の成果指標の設定

目標

犯罪を未然に防止する環境を整備し、かつ市民の安心感の向上を図る

成果指標

- ◇ 犯罪被害の不安感を抱く市民の割合 平成 16 年 89.5% ⇒ 平成 21 年 50%以下
- ◇ 人口千人当たりの刑法犯認知件数 平成 16 年 26.4 件 ⇒ 平成 21 年 20 件未満

3 現状の考察と防犯理論の検証

■現状の分析と考察

刑法犯認知件数が全国・栃木県に比べ高い水準 中核市における人口千人当たりの刑法犯認知件数がワースト 8	⇒	防犯取組のより一層の充実が必要
宇都宮市内で発生した全刑法犯のうち約 7 割が窃盗犯（そのうち 2～4 割は無施錠）	⇒	市民の防犯に対する意識の高揚が必要
市民の約 9 割が犯罪被害にあう不安感を感じながら生活	⇒	市民の不安感を払拭するための取組が必要
地域における防犯活動への参加意向において、7 割以上の市民が参加意向	⇒	協働による地域防犯活動の取組が必要
市に対する要望は、夜間の明るさの確保を求める割合が高く、平成 16 年中の犯罪の発生場所の上位が公共的空間	⇒	犯罪の起きにくい環境づくりの取組が必要

■防犯理論の検証

犯罪＝「加害者」＋「被害の対象となる物（者）」＋「一定の物理的空間」
犯罪を起こさせにくい、起こしにくいまちづくりにおいては「被害の対象となる物（者）」及び「一定の物理的空間」について、犯罪を起こさせにくい状況（機会）を作る取組が必要
⇒ ソフト面…「割れ窓理論[※]」を実践するため、市民が防犯に対する当事者意識を持つことが必要
⇒ ハード面…防犯に配慮した都市環境の整備が必要

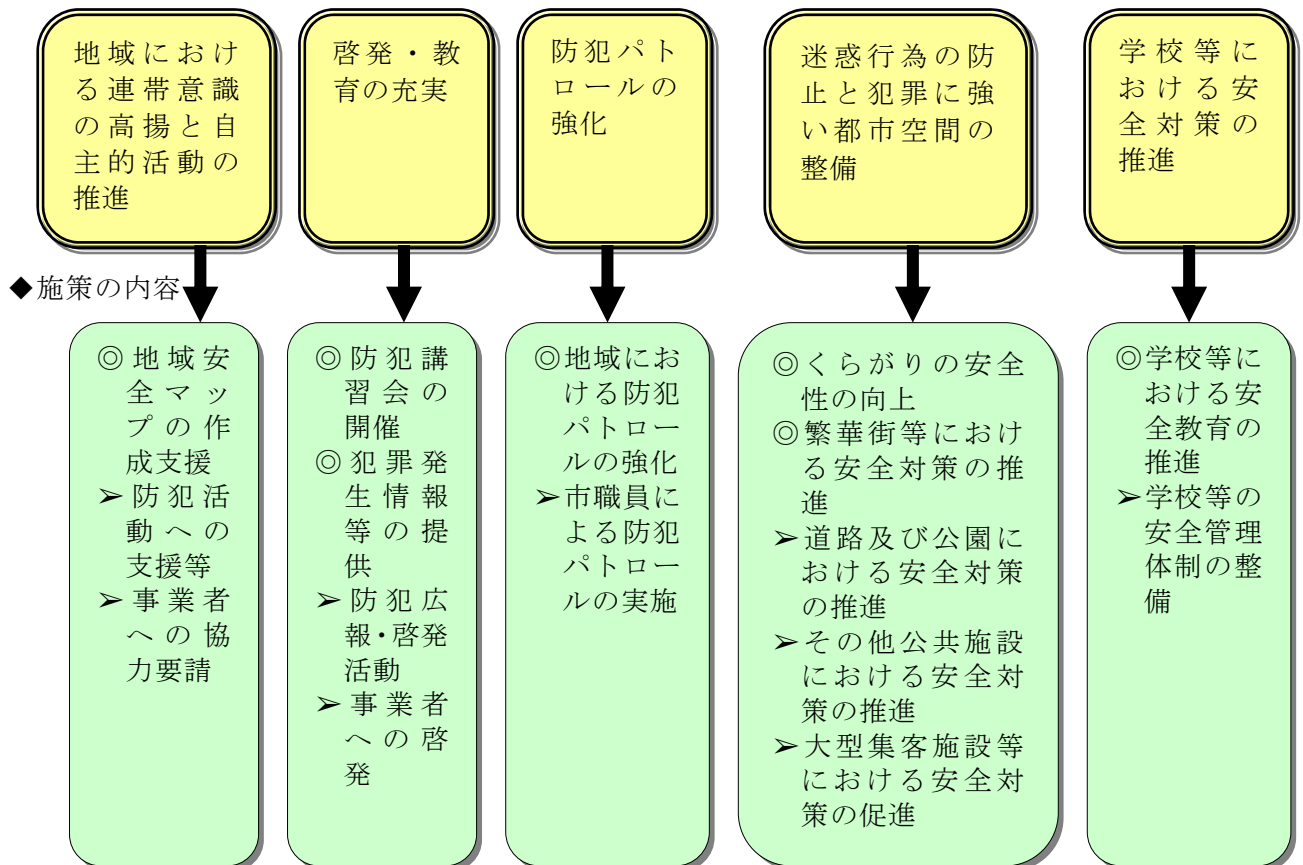
「割れ窓理論」 割れた窓を放置すると、次々と窓が割られるといった悪循環を生み出すことで、まち全体が荒廃し、犯罪が増加するという理論。その裏返しとして、地域内の秩序を乱す行為や状態を放置せず、その回復や良好な状態を維持することが、防犯性の高いまちづくりとなることをいう。

4 計画の基本課題と施策

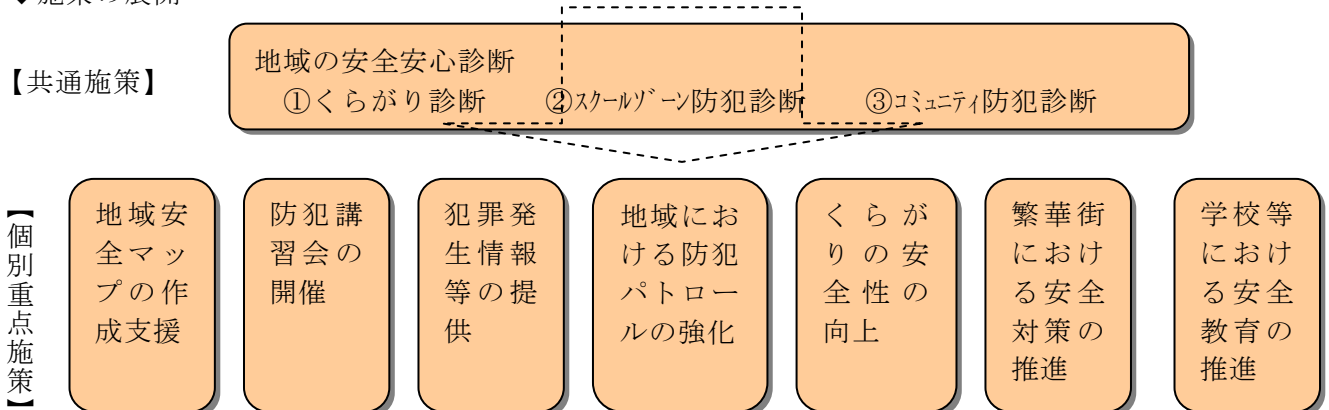
◆基本課題



◆重点課題



◆施策の展開



5 計画の推進に当たって

■推進体制の整備

- ・継続的で効果的な取組とするための仕組みの整備
- ・庁内推進体制の整備

■効率的な事業の実施

防災や交通安全などの地域活動と連携，協力する。

■計画の改定について

この計画は，計画期間の途中で評価を行った上で見直すこととし，施策についても点検・見直しを行い，より効果的かつ効率的な展開に努めることとする。